

令和3年11月9日
長野県司法書士会
長野県青年司法書士協議会

事業報告書

1 相談会名

「全国一斉 子どものための養育費相談会」

2 開催日時

令和3年9月25日（土） 10:00～16:00

3 開催趣旨

現在、わが国では、子どもの貧困に関する「子どもの貧困率」は14.0%、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.3%にも上っています（令和元年国民生活基礎調査）。

実に、子どもの7人に1人が貧困状態、ひとり親世帯の2世帯に1世帯が貧困状態です。

さらに、未婚及び離婚による母子世帯のうち「養育費の取り決めをしている」世帯は42.9%に過ぎず、「現在も養育費を受けている」世帯は24.3%という大変低い数値となっており（平成28年度全国ひとり親世帯等調査より）、このような養育費の状況が子どもの貧困を助長しているものと考えられます。

そこで、私たち司法書士は、子どもたちを貧困から救うには、養育費の支払や養育費の取り決めのために、積極的な法的支援をすべきと考えました。具体的には、養育費の取り決めのない場合には法的に有効な取り決めをできるように当事者を支援し、取り決めのある場合には支払を受けられるよう法的な支援をしていくことです。また、財産開示制度の見直しや第三者からの情報取得制度の創設を内容とする改正民事執行法が昨年4月から施行されたことにより、今後、未払養育費の強制執行による回収可能性が高まることが期待されています。司法書士は、裁判所に提出する書類の作成につき相談・依頼を受けることができ、これらを通じてお困りの当事者のサポートをします。

このような趣旨により、今回の養育費相談会（無料電話相談）を実施しました。

今回の相談会を通じ、貧困に陥り困窮する子どもへの法的支援を行うとともに、貧困問題に関し、現場からの声を拾い上げ、その声を行政や社会に届けていきたいと考えています。

4 相談件数

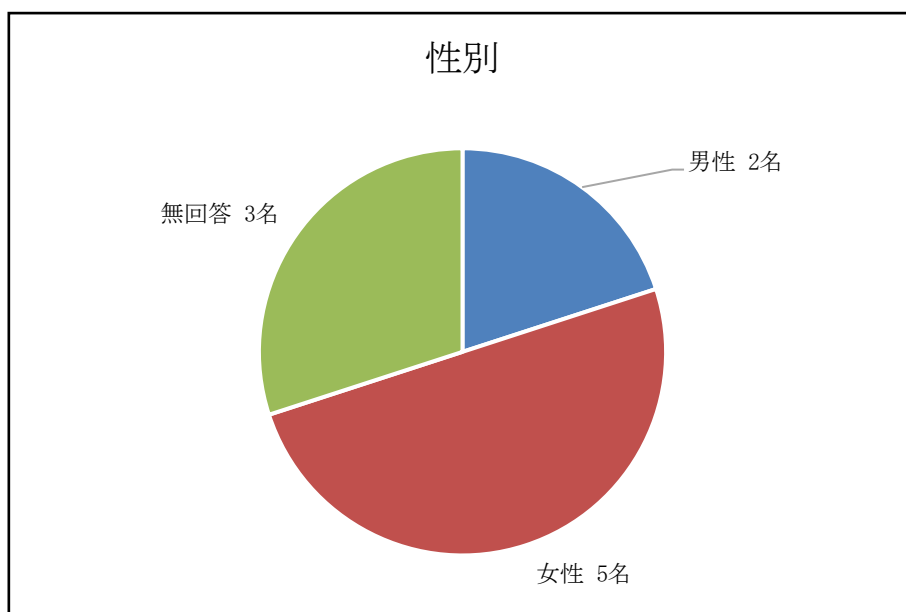
合計 10件

※10件の中には相談者自身ではなく他の人に関する相談も含まれていますが、以下の内訳は相談者によって行っています。

内訳

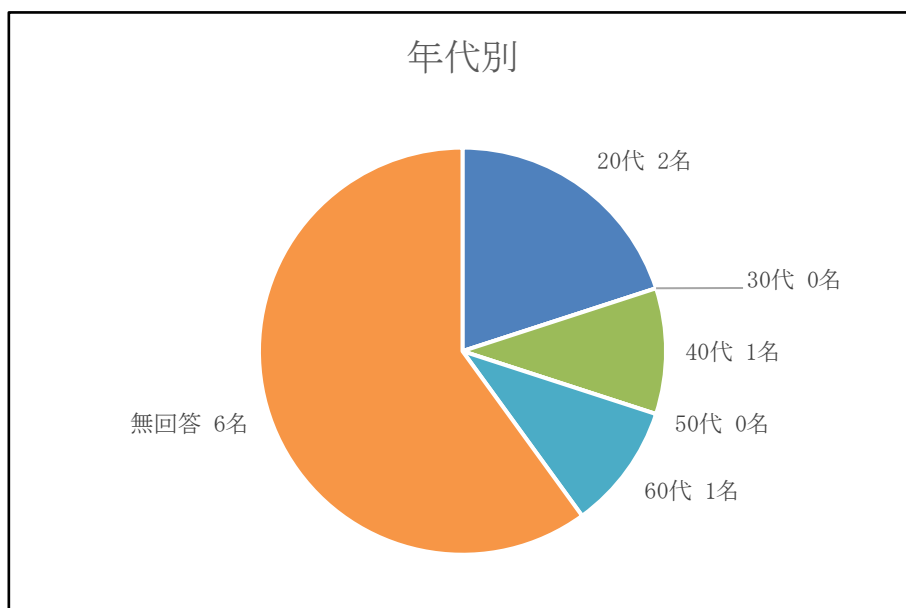
(1) 性別

男性 2名 女性 5名 無回答 3名



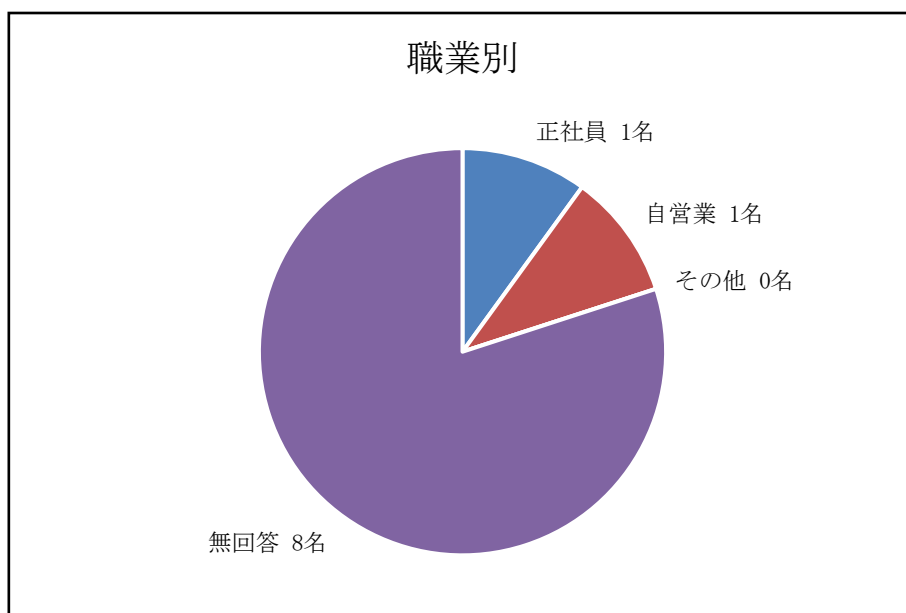
(2) 年齢

20代 2名 30代 0名 40代 1名
50代 0名 60代 1名 無回答 6名



(3) 職業

正社員 1名 自営業 1名 無回答 8名



5 主な相談内容

- 取り決めのとおりに養育費が支払われなくなった。
- 離婚するにあたり、何をしたらいいのかわからない。
- そもそも養育費をどう取り決めすればよいか。
- 支払っている養育費が高すぎる気がする。

など

6 実施した感想・コメント・今後の対応

長野県司法書士会又は長野県青年司法書士協議会が行っている養育費に関する電話相談会はこれで9回目になりますが、毎回多くの相談が寄せられており、今回も多くの相談が多く寄せられました。

今回は、養育費の取り決めをした当事者から、不払いや強制執行手続に関する相談が寄せられたほか、養育費の取り決めをするにあたり金額などの事項をどのように決めればよいかという相談がありました。また、養育費を請求する側の相談だけでなく、養育費を支払う側からの相談も多数寄せられました。多様な相談が寄せられたことにより、子どもをめぐる両親の複雑な関係が垣間見えます。感情的なものがひどくなると単なるお金の問題になってしまいそうですが、養育費は子どもの養育のためのものであるとの視点をどこまでも大事にして欲しいと思いました。

今後もこの問題に積極的に取り組んでいきたいと思えます。